

なぜ《遵守基準》は「多少は有効」な存在なのか

米満啓

[6月27日の本欄](#)で私は《輸出者等遵守基準》を、「法令遵守に多少は有効」と評しました。

このようなカラい評価をした理由（内在する問題点）、そしてそのような問題点を生んだ背景は何か？ 本稿はこの2点について論じます。

1. カライ評価の理由

現行《遵守基準》の致命的（と私が思う）欠陥を2つ挙げます。

1-1 キャッチオール規制の軽視

何度も書いたことにつき聞き飽きた方が多いかもしれませんが、重要なポイントなのであらためて記します。

キャッチオール規制といえば、対象品は（輸出令別表第1・外為令別表の）16項品、チェックの重点は用途・需要者の確認です。当然ながら輸出者においては、必ずチェックをする仕組みが要求されます。

ではそれらは《遵守基準》のどこに書いてあるのでしょうか？

「用途・需要者の確認」は1条二号ニに登場します。しかしそれは、リスト規制該当品（輸出令別表第1・外為令別表の1～15項品）案件でのこと。16項品案件では要求されていません。

またキャッチオール規制という言葉も概念も《遵守基準》には全く出てきません。経産省作 2022年版「安全保障貿易管理ガイダンス（入門編）」においても、《遵守基準》の解説部分では触れられていません。

もっとも昔の資料には若干の言及がありました。2012年11月の解説資料「輸出者等遵守基準についてでは「また、外為法は、リスト規制だけではなく大量破壊兵器キャッチオール規制や通常兵器補完的輸出規制もあるので、リスト規制対象貨物・技術を確認するだけでは不十分です」という形で言及されています。しかしそのために何をするかは示されていません。（「まあ、旨くやってくれ」ということでしょうか）

このほか『CISTEC ジャーナル』2010年3月号の経産省解説は「最新の法及び法に基づく命令の周知その他関係法令の規定を遵守するために必要な指導を行うこと」（1条一号ロ）の遵守対象の例として、キャッチオール規制に触れています。但しその言及ぶりは、「用途や需要者に注意を払うようにあらかじめ指示することなどが想定される」というホンワカしたものでした。私には「営業部門への注意喚起を期待する」という他力本願に聞こえました。

チェックの仕組みの話に移ります。「会社としてしかるべき責任者が用途・需要者についてピシッと締めるべし」という「常識」も、《遵守基準》においてはあくまでもリスト規制品の話です。16項品については前述のようなホンワカ期待のみで、チェックの仕組みは、（『ジャーナル』解説の中ですら）触れられていません。

1-2 出荷管理の頓珍漢

これも**以前**に書いたことですが、**出荷管理の本義**（元々の目的）は「ワケのわからんもの・出してはいけないものが出ていくことの阻止」にあります。言い換えると「出してよいもの以外は止める」ということです。

ではそれは**具体的には何を止めるのか**？ 次の3つが考えられます。

- i 審査で「要許可」判定受けたのに許可未取得
- ii 未審査品
- iii 審査で「許可不要」判定だったのに「要許可品」が混入（品違い）

このうちiはもちろん大切です。もしそんなのを通してしまったら大変ですから。しかし「要許可」の件数は稀でしょうから、どちらかといえば「非常時の対応」という感じです。

「**日常の業務**」としてならやはり、**iiこそが本命**でしょう。未審査案件が出口チェックを受けずに出ていくようでは、毎日行っている（筈の）審査制度自体が有名無実になってしまいますから。

ところが**《遵守基準》**が言及しているのは**iiiのみ**。「これでいいのか？」という思いは別として、そもそも品違い検査というのは輸出案件に限らずどこの会社でもやることではありませんか。つまり**《遵守基準》**は「いつもみんながやってる品違い検査をよろしくね」と言っているだけなのです。

（私自身、十数年前のセミナーで当局某幹部が「出荷管理とは品違いチェックであり、これは輸出管理とは別に、日常のビジネスの観点からも当然必要」の趣旨を語ったのを聞いたことがあります。その言い方、「どうせみなさんなさってるでしょうけど」という響きを感じませんか？ 多分出荷管理の明確なイメージを持っていなかったためこんな言い方なされたのではないか、と当時の私は思ったものです）

上記2点から、**《遵守基準》**は励行しても（それだけでは）法令遵守への効果は「**多少は有効**」に留まる（それで遵守できるなんて思っちゃいけない）、と私は申し上げたいわけです。

2. 《遵守基準省令》1条二号ニ（用途・需要者確認）の考察

あらためて条文を見てみましょう。

柱書 特定重要貨物等輸出者等（輸出者等のうち、特定重要貨物等の特定国における提供若しくは特定国の非居住者への提供を目的とする取引又は法第四十八条第一項の特定の地域を仕向地とする輸出を業として行う者をいう。以下同じ。）が遵守すべき基準

ニ 取引によって提供し、又は輸出をしようとする^甲特定重要貨物等の用途（当該取引の相手方が提供を受け、又は当該特定重要貨物等の輸入者が輸入した当該特定重要貨物等を別の者に提供することをその用途とする場合には、当該別の者の用途を含む。以下同じ。）及び需要者等（技術取引の相手方若しくは技術を利用する者若しくは貨物の輸入者若しくは需要者又はこれらの代理人をいう。以下同じ。）を確認する手続を定め、当該手続に従って用途及び需要者等の確認を行うこと。また、特定重要貨物等の用途及び技術を利用する者又は貨物の需要者の確認の適正な実施に当たり必要となる^乙情報を、技術を利用する者又は貨物の需要者以外の者から入手する場合には、当該情報の信頼性を高めるための手続を定め、当該手続に従って用途及び技術を利用する者又は貨物の需要者の確認を行うこと。

2-1 リスト該当品におけるチェックの意義

キャッチオール規制はリスト非該当品案件が対象ですから、リスト該当品で用途・需要者確認を頑張っても役に立たないことは前節で記しました。

では省令1条二号ニのチェックは法令遵守に役に立たないのか？ 勿論そんなことはありません。個別許可の申請要否（特例規定や包括許可が使えるか）の判断では、用途・需要者確認を欠かすことはできません。もっとも特例規定や包括許可使用のケースは比較的少数と思われる。（「特例」というぐらいですから）

また個別許可を申請することに決めた案件においても、申請書類で用途・需要者情報を申告することは必要です。但し用途・需要者確認を怠ったとしても、結果は許可証が発給されないというだけです。ただちに法令違反が生ずるわけではありません。（とはいえ用途・需要者情報の質は、当局審査にとっては当然重要）

以上から、リスト該当品案件における用途・需要者チェックは、有用ではあるが、輸出者の法令遵守（違反防止）につながるケースは少ない（特例規定・包括許可適否の場面のみ）と結論できます。

2-2 チェック対象をリスト非該当品にも拡大すればいい？

はい、その通りです。

でも気を付けて下さい。1条二号ニの対象品を「特定重要貨物等」から「貨物等」に単純に広げるとロクな結果になりませんから。

理由は、乙情報を技術を利用する者又は貨物の需要者以外の者から入手する場合についての注意事項にあります。需要者から直接入手する場合以外は、情報の信頼性を向上させるための「特別な措置」が要求されていますよね。

落ち着いて考えればすぐわかることですが、情報を「需要者から直接入手」できることは滅多にありません。現地の第三者を経由しての入手が殆どの筈です。ここでいう「現地の第三者」には、現地

子会社の社員も含まれます。そういう人たちをすつとばして「直接当社に情報が届く」ことは滅多にないでしょう。

もし全案件（「貨物等」）を対象に「特別な措置」をやらせたらどうなるでしょう？ とんでもない事務量になることは明白です。更に問題なのは、明らかに懸念がなさそうな案件（例えば日系企業からのリピートオーダー）でも逐一それを強いることです。関係者の多くが「必要なかね」と思う案件で、「中央の指示だから一応頑張る」ことを続けたりすると規律が緩みます。（少なくとも高い緊張感は維持困難でしょう。「要求自体が無茶なんだよ」と言いながら手抜き・ヤッタフリをする輩が出るのではないかと、という気がしています）

実は《外為法等遵守事項》では「特別な措置」を、全案件（「貨物等」）では求めておりません。用途・需要者確認手続きの整備は、全案件（「貨物等」）で要求しているものの、「特別な措置」を求めているのはリスト該当品案件のみとしています。さすがだと思います。《遵守基準》もこれを見習ったらどうでしょうか。

《外為法等遵守事項》抜粋

<p>II 個別事項（輸出者等遵守基準並びにリスト規制、大量破壊兵器キャッチオール規制及び通常兵器補完的輸出規制に対応していること。）</p>
<p>2 取引審査（該非判定（遵守基準省令第1条第一号イの該非確認を含む。以下同じ。）を含む。）（遵守基準省令第1条第一号イ並びに第二号ハ及びニ関係）</p> <p>（3）用途及び需要者等を確認する手続を定め、当該手続に従って用途及び需要者の確認を行うこと（遵守基準省令第1条第二号ニを含む。）。</p> <p>（4）<u>丙</u>特定重要貨物等の輸出等については、用途及び技術を利用する者又は貨物の需要者の確認の適正な実施にあたり必要となる情報を、技術を利用する者又は貨物の需要者以外の者から入手する場合には、当該情報の信頼性を高めるための手続を定め、当該手続に従って用途及び技術を利用する者又は貨物の需要者の確認を行うこと（遵守基準省令第1条第二号ニを含む。）。</p>

注目点を記します。

（3）は用途・需要者確認を全品目について求めています。

それに追加する形で、（4）ではリスト該当品案件に限定して（下線部丙に注意）、用途・需要者情報が需要者以外の第三者からもたらされる場合の扱いを述べているわけです。

3. 《遵守基準省令》1条二号ホ（出荷管理）の考察

柱書 特定重要貨物等輸出者等（輸出者等のうち、特定重要貨物等の特定国における提供若しくは特定国の非居住者への提供を目的とする取引又は法第四十八条第一項の特定の地域を仕向地とする輸出を業として行う者をいう。以下同じ。）が遵守すべき基準

ホ 特定重要貨物等の輸出等を行おうとする際に、当該特定重要貨物等の輸出等の業務に関する文書、図画若しくは電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。以下りにおいて同じ。）に記載され、又は記録された当該特定重要貨物等を特定する事項と輸出等を行おうとする当該特定重要貨物等が同一であることの確認を行うこと。

この記述では、ホントに品違いチェックしなくては、それもリスト該当品のときだけ、と読めてしまいます。

実は品違いチェックしか触れていないのは、《遵守事項》も同様ですが、《遵守事項》に附随する経産省届出用の《自己管理チェックリスト》には、品違いだけでなく、未審査案件の出荷差し止めも言及されています。

《外為法等遵守事項》抜粋

3 出荷管理（遵守基準省令第1条二号ホ関係）

(1) 輸出等を行おうとする際に、出荷を行おうとする貨物及び技術と当該貨物及び技術の輸出関連書類等（輸出等の業務に関する文書、図画若しくは電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。）をいう。以下同じ。）に記載され、又は記録された当該貨物等を特定する事項が同一であることの確認を行うこと（遵守基準省令第1条二号ホを含む。）。

(2) 通関時の事故が発生した場合には、輸出管理部門に報告すること。

《自己管理チェックリスト》抜粋

3-1-(2) 管理方法

- ① 出荷時のチェックシートはあるか
- ② 審査を受けていない貨物、輸出許可（E/L）を取得していない該当品等の出荷が未然に防止する体制になっているか。
- ③ 出荷の際に該非判定結果の確認ができる体制になっているか。
- ④ 出荷チェックの結果は輸出管理部門に報告されるか。
- ⑤ 取引審査後、船積みまでの間に客観要件、インフォーム要件に該当するに至った場合の体制を整備しているか。

4. まとめ

結びとして、なぜこんなことになってしまったのかを考えたいと思います。

そもそも《遵守基準》は、《外為法等遵守事項》の軽量化として生まれたものでした。全輸出企業への義務化に当たり配慮されたのは、企業への負荷が過大にならないことだったと推測します。そのために、いくつかの項目が《遵守基準》では「全員必修」から「リスト規制品持つ者のみの義務」になるなど、軽量化が図られたわけです。

思うに、この軽量化のやり方がまずかったのではないのでしょうか？

まず用途・需要者確認。「全案件でガンガンやらせたら大変だろうな」の御配慮には感謝します。しかしキャッチオール規制が存在する以上、リスト非該当品案件であっても、必要最小限のことはやらねばなりません。要するに「用途・需要者確認は必ずやる」ということです。

ところが《遵守基準》では、リスト非該当品の場合の用途・需要者確認の記述をスッパリと削ってしまいました。

そのため2種類の錯覚が生ずることになりました。1つ目は前述の通り「リスト非該当品案件なら用途・需要者確認は義務付けられていない」というもの。

さすがにそれは愚かすぎて現実離れした心配かもしれません。しかし「非該当品案件でも当然やる筈」という常識と重ね合わせて、もう1つの錯覚に陥る可能性が小さくありません。それは「1条二号ニが非該当品に関するキャッチオール規制対策の要求事項」とする錯覚です。それが「リスト非該当品案件であっても、用途情報を需要者から直接入手していない場合は特別な措置を」などと思いつめる人を生むのではないかと私は危惧します。

次に出荷管理。

前述の通り《遵守事項》に附属する《自己管理チェックリスト》には、未審査品への言及がありません。（私は、《遵守事項》本文で触れるべき事柄だと思いますが）ところが《自己管理チェックリスト》の重要な記述を取りこぼしてしまった結果、（言われなくても多くの企業がやっている）品違いチェックだけが《遵守基準》に取り入れられる結果となったのです。

一番よいのは、今からでも《遵守基準》を作り直すことでしょう。出荷管理についてもついでに《遵守事項》や《大臣通達》を改訂し「品違いチェックだけではない」ことを明確化できれば言うことなしです。

でも今更それらに手を加えて出直すのは（わかっている）至難の業でしょうね。これまでずっとそれでやってきたわけだし、目に見える重大事故も起きていないのですから。おそらく欠陥には目をつぶって、このまま使い続けていくことになるのだと思います。